

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

社長選挙

東大阪市の石材専門商社、日本石材センターは従業員数140人の会社だが、2年に1度、社長と常務取締役を社内選挙で選んでいる。同社は社員持株制度があり、一般社員がその大半を所有する。社長に立候補できる条件は社員持株会会員であり、41歳から56歳未満。常務取締役は年齢、役職を問わず、誰でも立候補できる。立候補者が1人の時は信任投票。投票できるのは、持株会会員全員。また、社内憲章で「会長・社長は給料以外に賞与・機密費は取らない」「派閥をなくすため副社長・専務等の役職は置かない」「社長・会長は個室は持たない」「会長・社長・全社員との血縁関係者は採用しない」と定める。フォーレ所載。

税務

ミニガイド

現行は、最長1年間の国民年金保険料の前納制度について、平成26年4月末の口座振替分から、割引額の大きな2年前納制度が導入されます。

この制度により2年分の保険料を支払った場合、その全額をその支払った年の社会保険料等として差し支えないこととされます。



ヒント



エゾユキウサギ(北海道)

富士元寿彦/オアシス

年末調整の留意点

□年末調整

今年も年末調整の時期がやってきました。今年からは、所得税だけでなく復興特別所得税も合わせて年末調整を行うこととなりますので、ここでは年末調整のポイントを確認していきましょう。

□年末調整の対象者

年末調整の対象者は、年の最後に給与等の支払いを受ける際に「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、本年の給与等の総額が2,000万円以下の人です。

扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（乙欄適用者）や年途中で退職した人（死亡退職、著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職できないと見込まれる人などを除く）は年末調整の対象にはなりません。

□中途就職者の年末調整

年の中途就職者については、前職（今年の1月以降に、扶養控除等申告書を提出して、他の会社等から給与の支払いを受けていることをいいます）がある場合には、その会社等から源泉徴収票の交付を受け、その会社等からの「総支給金額」「社会保険料等の控除額」「算出税額（源泉徴収税額）」を合算して年末調整を行うことになっています。

中途就職者の場合、前職があるにもかかわらず、前職分の源泉徴収票が提出されなかったときは、年末調整を行ってはいけないうことになっています。

□配偶者控除・扶養控除

控除対象配偶者がある場合には、配偶者控除の適用を受けることができます。控除対象配偶者とは、12月31日の現況において生計を一にしている配偶者で、本年分の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

また、控除対象扶養親族がある場合には、扶養控除の適用を受けることができます。控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上



○フランスの有名な香水メーカー、ゲラン社の製品に「ミッコ」がある。日本女性の名だが、実在した伯爵夫人のミッコではなく、クロード・ファレルの小説「ラ・パタイユ」に登場する日本の海軍大将夫人ミッコで、年若く魅力的な彼女とイギリスの海軍武官との道ならぬ恋を描いたもの。この彼女は一躍人気を集め、1919年、香水のミッコが誕生した。



の人（平成25年分については、平成10年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

扶養親族とは、12月31日の現況において生計を一にしている親族（6親等内の血族および3親等内の姻族で、配偶者は除きます）等で、本年分の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

□合計所得金額の判定

控除対象配偶者や扶養親族の適用に当たって、合計所得金額が38万円以下であるかどうかの判定をする際に、パートやアルバイトなど給与所得のみの場合には、収入金額から給与所得控除額を控除した金額が、給与所得の金額（合計所得金額）になりますが、給与所得控除額は最低65万円とされているために、給与収入（非課税の通勤手当は除きます）が、年間103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

□障害者控除

本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合には、障害者控除の適用を受けることができます。

扶養親族であれば、控除対象扶養親族でなくても障害者控除の対象となりますので、注意する必要があります。

平成24年分民間給与実態 統計調査結果—2年連続減少

国税庁から「平成24年分民間給与実態統計調査結果」が発表されました。

結果は、1年を通じて勤務した人の平均給与は、2年連続減少となりました。また、今回の調査から正規雇用者と非正規雇用者に分析が明確に区分されています。

□概要

- ①民間企業で働く1年を通じて勤務した給与所得者1人当たりの平均給与は、408万円であり、前年に比べて1万円減少し、2年連続して減少しました。ピーク時の1997年の467万円に比べ、約59万円減少しています。
- ②正規雇用者の平均給与468万円に対して、非正規雇用者の平均給与は168万円と300万円の開きがありました。
- ③1年を通じて勤務した給与所得者の総数は10

万人減って4,556万人のうち非正規の方は988万人となっています。

④男女別では、女性が過去最多だった前年より6万人減の1,829万人、男性は2,726万人となっています。

□業種別平均給与

平均給与を業種別に分析してみると、金額で最も高いのは電気・ガス・熱供給・水道業の718万円です。

次いで金融業、保険業の610万円が続いています。

逆に最も低い業種は宿泊業・飲食サービス業の235万円、そして、農林水産・鉱業の299万円が次に低い業種でした。

あくまでこの報道発表は、平成24年の一年間に受け取った給与と平均です。

すでに存在する「雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度」や「5%以上の給与等支給額増加が要件となる所得拡大促進税制」とあいまって今後の民間給与の推移には目が離せません。

ナマの税務相談室

Q 今日。実は私も高齢になり身の整理をしたくK県に持っている貸家を処分しました。税務の見直しをお教え下さい。

A それは良かったですね。じっくりお話を伺いましょう。

Q 一昨年から交渉していましたが3年近くもかかりました。先方も次の住居のこともあり、こちらよりも深刻で大変だったと思います。ここは私の親が30年前に賃貸契約を交わしたのですが、契約内容がやや不備でしたので、弁護士に仲に入って貰って交渉いたしました。

A ところで、どのような内容で収拾したのですか。

Q 貸家は駅に近いところなので土地価格が高く評価され、売却価格は8,000万円でした。30年前2,500万円で購入したものです。今回は建物が古いので実質的に土地の価格です。土地が200㎡で建物が150㎡ですからかなりの広

永年の貸家処分 ご苦労様でした

さです。家賃は月30万円でした。立退料が大変で、交渉が難航しましたが最終的に500万円でした。また、買受先の要望で建物は取壊

しました。その取壊し費用が250万円です。建物の滅失登記費用が10万円、そのほか廃材の処分価額が15万円ございました。弁護士費用は350万円でした。

来年の譲渡所得の申告で収入から差し引かれる内容をお教え下さい。

A まず、不動産の取得費は、譲渡時点での建物の残存価格、及び2,500万円からその残存価格を差し引いたものが土地の取得費でその合計が不動産の取得費です。

譲渡費用は立退料、滅失登記費用、取壊し費用、ただし、廃材の処分価額は控除すること。弁護士費用は、実質的に売買の仲介手数料に該当いたしますから譲渡費用として認められるでしょう。

婚外子相続「違憲判決」 と国税庁の取扱変更対応

この9月4日、最高裁は大法院の全員一致の決定として、婚外子（非嫡出子）の相続差別を定めた民法の規定を違憲としました。1995年の大法院では、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものではない、との理由で合憲としていましたが今回は、法律婚制度は日本に定着してはいるものの、結婚や家族の在り方、それに対する国民の意識が大きく多様化しており、親を選べない子に不利益を与えることは許されないとしました。1898年に旧民法公布以来115年間続いていた規定に対する違憲判断でした。

厚生労働省の人口動態統計によると、全出生数に婚

外子が占める割合は年々増加しており、2011年で2.2%、最近では毎年2万人以上が婚外子です。2012年末現在、全国の遺産分割家裁係属婚外子案件は176件あります。婚外子差別規定は、現在欧米諸国にはなく、韓国や中国にもなく、世界的にも限られた状況にあり、国連はこれまでに計10回、日本に是正を求める勧告をしていたところでした。

最高裁は、遅くとも2001年7月当時においては憲法違反であった、としたので、国税庁は、2001年7月以後に開始した相続で、本年9月5日以後に期限内申告、期限後申告及び修正申告または更正処分や決定により相続税額が確定するものには、婚外子（非

嫡出子）を差別しないところの相続税額の計算をすることにしました。

例えば、法定相続人が嫡出子と非嫡出子の2人のみの場合、従来なら嫡出子は3分の2、非嫡出子は3分の1が相続分となりますが、今後は嫡出子も非嫡出子も2分の1と同等の相続分となりますので、ケースによっては相続税の総額が少なくなります。

ただし、最高裁は、この違憲判断が「すでに確定的なものとなった法律関係にまで影響を及ぼすものではない」としているのので、国税庁も、過去の申告において婚外子規定を適用して相続税額の計算を行っているという理由のみでは更正の請求の対象にはならないとしています。でも、僅かにでもそれ以外の理由が併せてあれば、上記の修正申告や更正の請求をすることはできます。

12月は一年間で最も日中の短い月で、夜が一番長く、昼が一番短くなるのが冬至です。冬至には風邪や中風の予防として南瓜を食べたり、無病息災を願って柚子湯に入る風習もあります。御用納めは27日。登記手続きは急がないと年内に贈本の交付が間に合わなくなります。年末は多忙です。「とにかくにたらぬ日数や年忘 太抵」
7日大雪。22日冬至。



したことの後悔は、日に日に小さくすることが出来る。していないことの後悔は、日に日に大きくなる。

(作家 林真理子)

12月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）
○10月決算法人の確定申告	(翌年)	○10月決算法人の確定申告
○26年4月決算法人の中間(予定)申告	1月6日	○26年4月決算法人の中間(予定)申告
○給与所得者の年末調整等源泉徴収事務	(本年最終の給与支払日までの地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。